

4. 水と緑の方針

(1) 基本方針

(水と緑の基本方針)

みよし市の財産である水と緑の環境を守り、育て、身近なものにする

まちづくりの基本理念においても述べたように、潤いある自然や緑はこれからのみよし市のまちづくりにおいて、非常に重要な役割を占めるものです。しかしながら、急激に都市化が進んだ本市においては、従来からの自然環境が急速に失われつつあります。

このため、市の骨格としての緑の空間を確立（緑をつなぐ）し、地域のまちづくりとあわせた公園・緑地の整備などにより、緑の空間を創出する（緑をつくる）とともに、丘陵地やため池などの残り少ない自然環境を積極的に保全（緑をまもる）します。また、道路などの公共空間や宅地における緑化を進める（緑をふやす）とともに、住民の緑化に対する意識を高め、協力して美しい緑環境の維持（緑をはぐくむ）に努めます。

さらに、河川改修や保水・遊水機能の保全を図るとともに、生活排水対策を推進し、安全で快適な生活環境の創出に努めます。

水と緑の方針

- | | | |
|---------------------|-----|---|
| ① 緑をつなぐ・つくる・
まもる | ——— | 《緑の基幹ネットワークの形成》
《施設緑地の整備・確保》
《地域制緑地の保全》 |
| ② 緑をふやす・はぐくむ | ——— | 《緑化の推進》
《緑化活動の推進》 |
| ③ 排水対策の推進 | ——— | 《排水対策の推進》 |

(2) 水と緑の方針

① 緑をつなぐ・つくる・まもる

《緑の基幹ネットワークの形成》

市内を南北に縦断する境川緑地・境川きたよし緑地の整備を促進し、前田緑道や三吉緑道と愛知用水路の上部を利用した緑道の整備により、市内全域に緑の基幹ネットワークの形成を目指します。

また、緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進により、公園や河川、ため池などの緑を街路樹などの緑でつなげます。

《緑の基幹ネットワークの形成》		■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 境川を核とした緑の基幹ネットワークの形成	⇒	● 境川きたよし緑地の整備推進 ● 砂後川の整備 ● 既存緑道（（都）三好ヶ丘 1 号線、前田緑道など）や公園とのネットワーク化 ● 愛知用水の上部などを利用して、水辺に親しめる緑道整備 ● 緑道や都市計画道路の街路樹整備と適切な維持管理の推進

《施設緑地の整備・確保》

地域の環境の改善や地域住民の憩い、自然とのふれあい、身近なスポーツやレクリエーション、地域活動の場、また、災害時の一時避難の場など、さまざまな利用の拠点として三好公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図ります。また、市街地整備事業など、各種まちづくり施策に伴い、計画的に都市公園や都市緑地を確保するとともに、地域バランスに配慮した公園の配置、整備を行い、潤いと安らぎのある生活環境の形成を図ります。

なお、公園整備にあたっては、地域の資源や特性を生かした空間・施設整備を行い、地域住民に愛されるように努めるとともに、既存の公園・緑地についても利用者に愛着を持たれ、安全で安心できる公園・緑地になるようにリフレッシュを順次進め、公園施設の長寿命化に取り組みます。

河川については、境川を緑の基幹ネットワークの骨格軸とするほか、砂後川、茶屋川において、生態系の生息域として、また、地域に潤いをもたらす自然の場として、多自

然型工法による河川整備を推進します。

《施設緑地の整備・確保》	■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる ■ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 都市公園および河川の整備推進	● 総合公園の整備（三好公園） ● 地区公園の整備（保田ヶ池公園、福谷公園） ● 街区公園の整備（三好中部1号公園、三好中部2号公園など） ⇒ ● 市街地整備事業など、まちづくり施策に伴う公園・緑地の整備 ● 地域特性や利用者ニーズを反映した特色ある公園整備 ● 公園・緑地のリフレッシュの推進 ● 多自然型工法による河川の整備（砂後川、茶屋川）

《地域制緑地の保全》

前述のように、本市における従来からの自然環境は急速に失われつつありますが、市北部には丘陵地が残っており、市中部から南部にわたっては優良な農地が位置しています。また、もともと農業を中心として発展してきた本市においては、ため池が数多く残されており、生態系の貴重な生息域となっています。さらに、集落や既成市街地をはじめとして、社寺と一体となったいわゆる「鎮守の森」が位置しており、これらは地域の貴重な緑地空間であるとともに、コミュニティの場として機能してきた自然環境です。

このため、市内に残る貴重な里山などの活用と保全を図るため、緑化指定を行うなどの施策を検討するとともに、里山づくりを進めます。一方、農地については、優良農地を保全するため、農用地区域の指定を継続するとともに、遊休農地については体験・交流の場として有効活用を図ります。また、耕作放棄地の解消や農業支援などを目的に農業支援センターを設置し、営農指導などを行います。なお、市街化区域内の農地については、貴重な優良農地を生産緑地地区に指定することなどにより、農産物を供給する役割とともに、市街地内の身近なレクリエーション機能や防災避難空間としての機能、雨水の貯留や水循環を担う機能などを位置付け、計画的な保全や将来の公園や緑地としての活用など、都市緑地としての保全・活用を図ります。

《地域制緑地の保全》	■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 地域に残る貴重な自然の保全	● 市内に残る貴重な里山などの活用と保全（緑化指定地区の指定拡大、市街地に面する里山（斜面林）を「保全配慮地区」として指定検討、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」の指定検討） ⇒ ● 農地の保全と活用（農用地区域の指定継続、住民のニーズに応じた、ふれあい農園の拡張整備、生産緑地地区指定による緑地の保全） ● 土地利用誘導区域の指定（自然保全区域、農業保全区域）による丘陵地やため池、社寺林、農地などの保全

② 緑をふやす・はぐくむ

《緑化の推進》

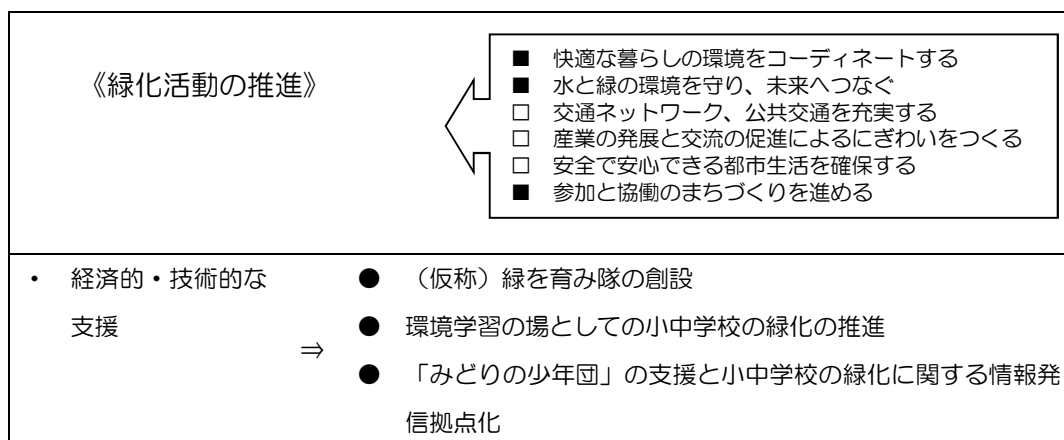
緑あふれるまちづくりを進めるためには、都市公園や都市緑地、あるいは地域制緑地として、土地利用上確保する緑地だけでなく、日常生活において目に触れる緑地を増やすなど、緑を感じることでできるまちづくりが必要です。このため、地区まちづくり計画や地区計画、緑化協定など、地域住民が主体となって行う緑のまちづくりを促進するとともに、一定規模以上の開発行為における緑地を義務づけるなどにより、民有地における緑化を進めます。また、道路の植樹や調整池の緑化など、公共空間における緑化を積極的に図ります。

《緑化の推進》	■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる □ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
---------	---

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 公共空間や民有地における緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地区まちづくり計画の策定、地区計画や緑化協定などの適用の検討 ● 公共空間における緑化の推進（公共施設の緑化、道路空間の緑化、調整池の緑化） |
| ⇒ | <ul style="list-style-type: none"> ● 一定規模以上の開発行為における緑地の義務づけ ● 民有地緑化の推進（戸建住宅の庭や共同住宅のベランダなどにおける暮らしを彩る緑化の推進、商店街における花飾りやコンテナ緑化などの推進、地域の環境に配慮した工場や事業所の緑化の推進など） |

《緑化活動の推進》

水と緑のまちづくりを推進していくためには、行政だけでは十分ではありません。住民・団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、関心を高めていくことが重要です。このため、緑に関する情報を提供するだけでなく、自主的な緑化に関する取り組みを促進するための経済的・技術的な支援に努めます。



③排水対策の推進

《排水対策の推進》

本市は二級河川境川の流域に属しますが、都市化の進展に伴い、河川への雨水流出量が増大しつつあります。このため、河川改修を計画的に促進するとともに、開発に伴う調整池や貯留施設の設置などの流出抑制対策に努めます。また、市内に位置する農地やため池などの自然環境は、地域に潤いをもたらすだけでなく、保水・遊水機能を有しています。このため、これらの自然環境を適正に保全するとともに、浸水の可能性がある地域において、開発事業者が実施すべき措置を定めるなど、境川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用により、境川・猿渡川流域水害対策計画に基づく、安全な流域づくりを総合的に進めます。

さらに、下水道の整備により、汚水の排除による生活環境の改善を図ることができましたが、美しい水環境を守り、快適な生活環境を創出するため、生活排水処理率 100%の実現を目指します。このため、引き続き下水道整備の促進を図り、生活環境の改善および公共用水域の水質保全に努めていきます。また、下水道整備が困難な地域は、合併処理浄化槽の普及を促進します。

《排水対策の推進》		■ 快適な暮らしの環境をコーディネートする ■ 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ □ 交通ネットワーク、公共交通を充実する □ 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる ■ 安全で安心できる都市生活を確保する □ 参加と協働のまちづくりを進める
・ 安全な流域づくりの推進	● 境川・猿渡川流域水害対策計画の実施 ● 河川改修の促進、調整池などの流出抑制対策の実施 ● 土地利用誘導区域（自然保全区域、農業保全区域）の指定による保水・遊水機能の維持・確保 ● 土地利用誘導区域（防災調整区域）の指定による開発事業者の適正措置の実施誘導	
・ 生活排水処理率 100%の実現	⇒ ● 下水道整備の促進 ● 合併浄化槽の普及促進（下水道整備が困難な区域）	

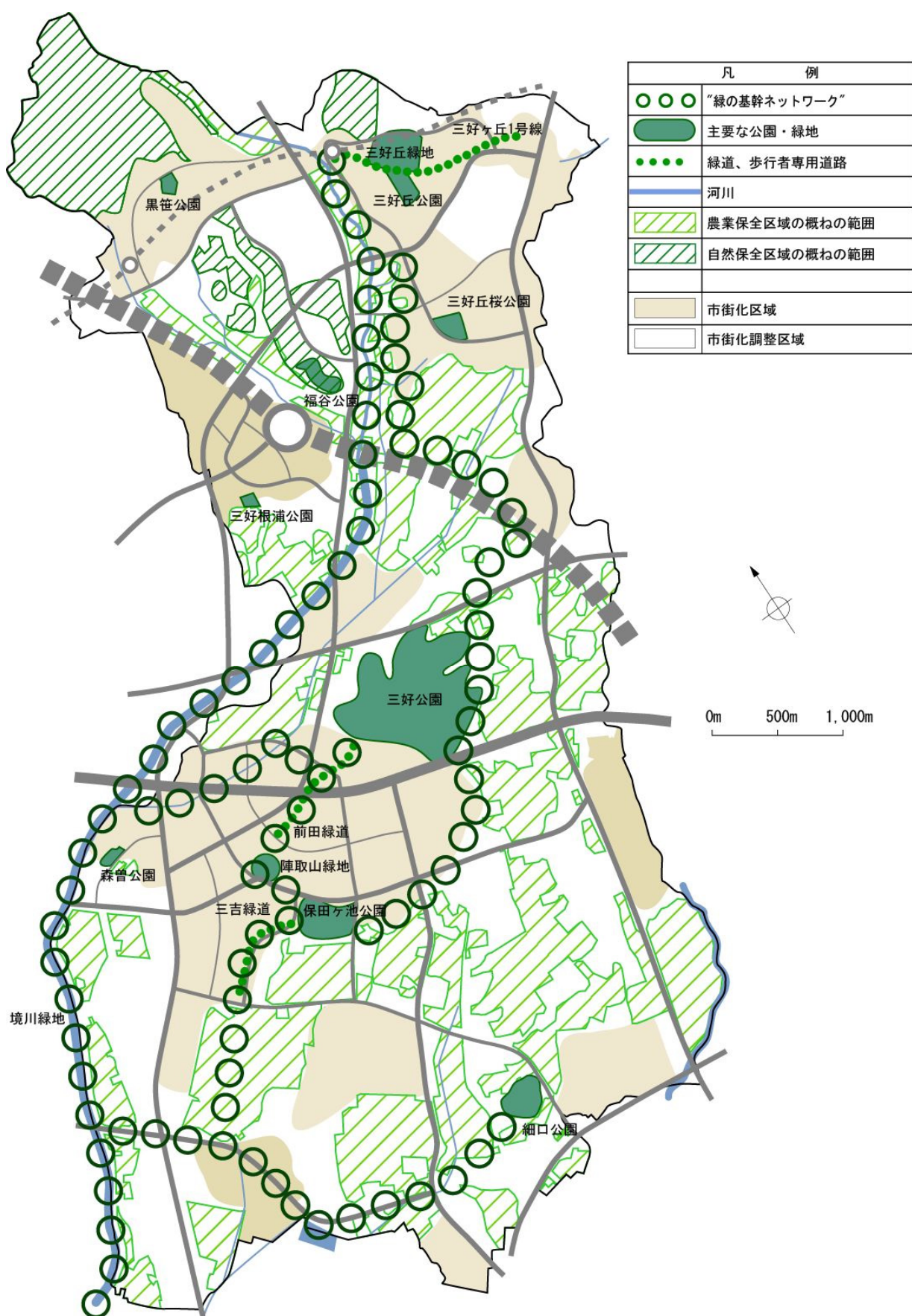


図 水と緑の方針